

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	-
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	名寄市 (01-221)
地域名 (地域内農業集落名)	名寄地域（中名寄、緑丘、旭東、日進、大橋、砺波、内淵、瑞穂、弥生、曙、共和、豊栄、徳田）

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況（名寄市全域）

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	10,602ha
①農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	10,602ha
②田の面積	5,557ha
③畑の面積（果樹、茶を含む）	5,045ha
④区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	900ha
⑤区域内において、今後農業を担うものが引き受ける意向のある農地面積の合計	1,642ha

(2) 地域農業の現状と課題

農業者の年齢層は60～70代が最も多く、次いで30～40代が多い。内淵、大橋、緑丘区域は農家戸数が特に少なく、遊休地の増加が懸念される。大橋区域については一部農業振興地域区域外のため、農地利用以外の利用方法についても検討が必要である。中山間地域においては農地の規模拡大が進み農業機械の大型化していく一方で農道の幅が狭いため、農道の拡幅工事等が必要となっている。また、有害鳥獣による農業被害においても拡大しないよう農業者による自己防衛と有害鳥獣農業被害防止対策協議会との連携を強化する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

もち米を主要作物として土地利用型作物による輪作体系が確立しているため、当該栽培体系が継続されるよう努める。農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めるとともに基盤整備事業等を活用し、農地の大区画化を進める。地域共同利用組合においては、農業者の利用状況を考慮したうえで効率的な利用ができるよう検討していく。シカやアライグマ等による農業被害が拡大しないよう目撃や被害情報があった場合は有害鳥獣農業被害防止対策協議会と連携して速やかに対応できる体制を構築する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
高齢化により遊休農地が増えていくことから農地維持のため次世代に引き継ぐことを基本とし、計画的に農地の集約団地化を進めていく。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農地の集積に関する目標			
現状の集積率	84.4%	将来の目標とする集積率	91.54%
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
離農や規模縮小する農業者の農地については、隣接および近隣の担い手に売買や貸し付けを行い、段階的に集積を進めていく。			

※担い手は、認定農業者、認定新規農業者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
担い手の経営意向を把握し、農地中間管理機構の貸し付けを活用して状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
基盤整備事業については地域の実状に応じて検討し、スマート農業に対応した農地整備を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
JA等の関係機関と連携する。地区内外から多様な経営体や新規就農者を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくために相談から定着まで切れ目ない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
共選、出荷等で農業協同組合の優位性を活かす。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取り組み内容を記載してください。）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等		⑩その他

①シカやアライグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合は速やかに有害鳥獣農業被害防止対策協議会と連携して対応できる体制を構築する。

②環境に対する意識の高まりに対応するため、化学肥料・農薬を低減した生産方式で温暖化に対応していく。

③スマート農業の導入を進め、農作業の効率化を進める。

④今後、水稻作付をしない水田については農地集積及び集約を視野に入れ、地域の実情に応じ、畑地化を進める。

⑦将来的にわたって非耕作地を抑制するため、多面的機能支払交付金および中山間地域等直接支払制度を活用して地域の農地整備、水路維持等を行っていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の再編集約・合理化を進める。

⑨地区内で生産された飼料用作物は、市内の畜産農家へ供給しつつ、家畜排せつ物に由来する堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
（別添のとおり）

5 農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--